



赤い羽根共同募金 (平成 30 年度) 助成先募集のご案内

助成要綱の概要チラシ
静岡県共同募金会

赤い羽根共同募金会では、県内で社会福祉を目的に事業を行っている民間の非営利の団体、グループ、社会福祉施設から助成申請を受付けます。共同募金を活用して、県内の様々な福祉課題を解決する事業を広く募集します。対象事業、対象団体により様々な助成メニューがあります。(介護保険事業は対象外)

I 地域福祉活動支援事業 (広域団体) (事業実施年度：平成 31 年度)

- 【対象団体】 広域(複数市町域)の福祉、更生保護活動団体等
【対象事業】 平成 31 年度に福祉サービス、更生保護を必要とする支援対象者に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業及び機器整備
【助成率等】 90%以内(車両の場合は 75%以内)
【申請期間】 平成 30 年 4 月 2 日(月)～平成 30 年 5 月 15 日(火)
【申請場所】 静岡県共同募金会へ 1 部提出(申請用紙、添付書類)

II 福祉施設機器整備事業 (事業実施年度：平成 31 年度《一部平成 30 年度》)

- 【対象施設】 社会福祉施設・更生保護施設(認可外施設も含む)
【対象事業】 (1)通常の機器整備(事業実施年度：平成 31 年度)
平成 31 年度に行う福祉サービス、更生保護に必要な機器整備、建物の補修等
(2)当年度機器整備(事業実施年度：平成 30 年度)
当年度(H30 年度)に認可(指定)施設を創設又は増改築する際に係る機器整備

【助成率等】

区分	助成率	助成額の上限
①認可(指定)施設	75%以内	300 万円
②認可外施設	90%以内	200 万円

※1 法人当りの助成額の上限は 500 万円とする。

- 【申請期間】 平成 30 年 4 月 2 日(月)～平成 30 年 5 月 15 日(火)
【申請場所】 静岡県共同募金会へ 1 部提出(申請用紙、添付書類)

III 地域ふれあい支え合い助成事業 (事業実施年度：平成 30 年度(10 月以降))

※平成 30 年度限りで終了するメニュー

- 【対象団体】 市町域の福祉活動、更生保護活動団体(地区社協、地区民協等)
【対象事業】 平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月の間に小地域で活動する福祉団体が、その地域の支援対象者(高齢者、障害児者、児童及び課題を抱えている方など)に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業及び機器整備 ※総事業費 15 万円以上が対象
【助成総額】 1,200 万円
【助成率等】 90%以内(助成額上限 機器整備:30 万円 事業費:20 万円)
【申請期間】 平成 30 年 5 月 16 日(水)～平成 30 年 6 月 29 日(金)
【申請場所】 各市町共同募金委員会(市町社会福祉協議会)へ 2 部提出

IV こども食堂誕生日会・授産製品応援事業 (事業実施年度：平成 30・31 年度)

※新規事業 愛称：「こども食堂赤い羽根バースデー助成」

- 【対象団体】 障害者の就労を支援する活動を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人、社会福祉を目的とする非営利の団体(県域の活動団体)
【対象事業】 非営利で児童・生徒に食事提供を行う「こども食堂」が開催する誕生日イベント

トに対して、障害福祉サービスの就労継続支援事業所等が製造するケーキ又は焼き菓子等を届ける事業に対し助成する。

- 【事業期間】 (平成 30 年度) 平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
(平成 31 年度) 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
※上記の 2 カ年度分の申請を受け付けます。
- 【助成総額】 (平成 30 年度) 250 万円 (平成 31 年度) 平成 30 年度未決定
- 【助成率等】 100%
- 【申請期間】 平成 30 年 4 月 2 日(月)～平成 30 年 5 月 15 日(火)
- 【申請場所】 静岡県共同募金会へ 1 部提出 (申請書、添付書類)

V 使いみちを選べる募金「使途選択募金」参加団体募集 (事業実施年度：平成 31 年度)

参加団体が、福祉課題の解決に向けた具体的なテーマを定め、当該活動の財源確保のため、共同募金運動を通じて、自らが寄付を呼び掛ける新しいタイプの募金活動(平成 31 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日)です。参加団体を募集します。

- 【参加団体】 福祉活動、更生保護活動団体等
- 【対象事業】 具体的な福祉課題を解決するために次の活動を対象分野とする。
- (1) 生活困窮者への支援活動 (フードバンク、生活相談、子ども食堂、学習支援など)
 - (2) 地域から孤立をなくす活動 (高齢者や障害児者とその家族、子育て中の親、自死家族など)
 - (3) 障害児者の地域移行を支援する活動
 - (4) 自殺予防活動 (電話相談など)
 - (5) 難病患者への支援活動 (外出支援事業など)
 - (6) 犯罪被害者家族への支援活動
 - (7) 薬物依存症患者への支援活動
 - (8) 虐待防止活動、及び虐待を受けている人への保護活動
 - (9) その他 福祉課題を解決する活動
- 【助成率等】 100% (ただし募金実績額の 2%を事務費として控除)
- 【申請期間】 平成 30 年 4 月 2 日(月)～平成 30 年 5 月 15 日(火)
- 【申請場所】 静岡県共同募金会へ 1 部提出 (申請書、添付資料)

VI 地域福祉活動支援事業 (市町社会福祉協議会) (事業実施年度：平成 31 年度)

- 【対象団体】 市町社会福祉協議会
- 【対象事業】 ・福祉サービスを必要とする地域住民に対し、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者と相協力して、地域福祉活動計画等に位置付けて企画実施する事業
・福祉活動を行う住民や団体に貸し出す地域福祉、在宅福祉サービス用の機器整備
- 【申請期間】 平成 30 年 5 月 16 日(水)～平成 30 年 5 月 31 日(木)
- 【申請場所】 静岡県共同募金会へ 1 部提出 (申請書、添付資料)

◎ 審査から助成決定まで

助成要綱に照らし対象事業と判断した場合、配分委員会において現地調査を行い、必要性、実現性、事業の積算根拠、事業実施後の効果などを審議し、助成の可否を決定します。

助成決定は、募集区分Ⅰ、Ⅱ(1)、Ⅵは平成 31 年 3 月、Ⅱ(2)、Ⅳは平成 30 年 7 月、Ⅲは平成 30 年 10 月、Ⅴは平成 31 年 4 月です。

◎ 助成要綱・申請用紙

詳細は、静岡県共同募金会のホームページ「助成を受けたい」に掲載の助成要綱・申請用紙をご覧ください。

<http://www.shizuoka-akaihane.or.jp/>

静岡 赤い羽根 検索

問合わせ先

社会福祉法人 静岡県共同募金会

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-254-5212 FAX 054-254-6400 MAIL 22@shizuoka-akaihane.or.jp

